

仕 様 書

- 1 品目及び規格 レギュラーガソリン
日本産業規格 J I S K 2 2 0 2 - 2 号

- 2 供給期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

- 3 見込数量 年間 4, 6 5 0 リットル
(内訳：本土分 4, 2 5 0 リットル
離島分 4 0 0 リットル)
(数量は契約期間内における見込数量であり、供給数量を
保証するものではない。)

- 4 供給場所
別紙 1 「給油場所」欄記載のとおり。
なお、別紙 1 の項番 1 1 については、令和 7 年度中に統合廃止の予定があり、給油場所廃止日は決定次第通知する。

- 5 供給方法
供給者が指定する給油書又はカード（入会金及び年会費が無料であり、かつ、クレジット機能を有しないものに限る。以下「給油カード等」という。）を提示して給油を受ける。
なお、給油のたびに、車両番号、給油年月日及び給油量等を記載した納品伝票を手交すること。

- 6 給油カード等の発行
供給者は、別途交付する車両番号一覧表により、車両登録番号等を表示した給油カード等を各車両分作成し、令和 7 年 3 月 1 9 日（水）までに提供すること。
また、車両番号に追加及び変更がある場合は、その都度、給油カード等を各車両分作成するものとする。

なお、給油カード等交付に係る費用は、供給者の負担とする。

7 契約方法

1 リットル当たりの単価契約とし、各月の単価（消費税及び地方消費税抜き）は、別紙2の明細書により算出した調整後単価（④又は⑧）とする。

明細書①又は⑤の価格は、次のとおり供給月によって変動し、同明細書③又は⑦の調整額は、契約期間中変動しないものとする。

(1) 契約月（令和7年4月）

明細書①又は⑤は、鹿児島県が公表する「鹿児島県のガソリン価格」のうち、令和7年2月現在の「本土平均価格」又は「離島平均価格」（レギュラー、1リットル、消費税込み）をそれぞれ適用し、調整後単価（④又は⑧）を算出する。

(2) 令和7年5月以降

明細書①又は⑤は、鹿児島県が公表する「鹿児島県のガソリン価格」のうち、供給月前月現在の「本土平均価格」又は「離島平均価格」（レギュラー、1リットル、消費税込み）をそれぞれ適用し、調整後単価（④又は⑧）を算出する。

8 人権尊重の確保

供給者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

区分	項番	庁名	庁舎所在地	上段：電話番号 下段：FAX番号	見込数量 (リットル)	給油場所
本土分	1	鹿児島地方 法務局本局	〒892-0816 鹿児島市山下町13-10	099-219-2112 099-225-2022	2,300	・庁舎所在地からおおむね5kmの範囲にある直営又は提携の給油所 (距離の算定について、km以下の数字は小数点第一位を四捨五入するものとする。)
	2	霧島支局	〒899-4332 霧島市国分中央3-42-1	0995-45-0064 0995-45-4305	500	
	3	知覧支局	〒897-0302 南九州市知覧町郡5405	0993-83-2208 0993-83-4153	180	
	4	川内支局	〒895-0063 薩摩川内市若葉町4-24	0996-22-2300 0996-22-2879	250	
	5	鹿屋支局	〒893-0064 鹿屋市西原4-5-1	0994-43-6790 0994-43-6791	670	
	6	南さつま出張所	〒897-0006 南さつま市加世田本町50-19	0993-52-2561 0993-52-2564	100	
	7	出水出張所	〒899-0201 出水市緑町36-1	0996-62-0219 0996-62-0269	150	
	8	曾於出張所	〒899-8102 曾於市大隅町岩川6491-2	099-482-0047 099-482-5211	100	
		小計				
離島分	9	奄美支局	〒894-0034 奄美市名瀬入舟町23-1	0997-52-0376 0997-52-0348	200	・庁舎所在地からおおむね10kmの範囲にある直営又は提携の給油所 (距離の算定について、km以下の数字は小数点第一位を四捨五入するものとする。)
	10	種子島出張所	〒891-3101 西之表市西之表16314-6	0997-22-0668 (共通)	150	
	11	屋久島出張所	〒891-4205 熊毛郡屋久島町宮之浦1593-2	0997-42-0061 (共通)	50	
	小計				400	
合計					4,650	

※ 予定数量は、供給することを確約した数量ではないので注意すること。

明 細 書

令和7年4月	レギュラーガソリン
本土分	
① 令和7年2月現在における1リットル当たりの鹿児島県本土平均価格	円
② ①の税抜き価格(①の価格を1.10で割り、小数点以下切捨て)	円
③ 調整額(加算減算額) ※1	円
④ 本土分調整後単価(④=②+③)	円
離島分	
⑤ 令和7年2月現在における1リットル当たりの鹿児島県離島平均価格	円
⑥ ⑤の税抜き価格(⑤の価格を1.10で割り、小数点以下切捨て)	円
⑦ 調整額(加算減算額) ※1	円
⑧ 離島分調整後単価(⑧=⑥+⑦)	円
令和7年5月以降	レギュラーガソリン
本土分	
① 令和●年●月現在における1リットル当たりの鹿児島県本土平均価格 ※2	円
② ①の税抜き価格(①の価格を1.10で割り、小数点以下切捨て)	円
③ 調整額(加算減算額) ※1	円
④ 本土分調整後単価(④=②+③)	円
離島分	
⑤ 令和●年●月現在における1リットル当たりの鹿児島県離島平均価格 ※2	円
⑥ ⑤の税抜き価格(⑤の価格を1.10で割り、小数点以下切捨て)	円
⑦ 調整額(加算減算額) ※1	円
⑧ 離島分調整後単価(⑧=⑥+⑦)	円

※1 調整額は、見積書の額とし、契約期間中変動しないものとする。

※2 令和7年5月以降は、鹿児島県が公表する「鹿児島県のガソリン価格」のうち、供給月前月現在の「本土平均価格」又は「離島平均価格」(レギュラー、1リットル、消費税込み)をそれぞれ適用する。